

津和野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

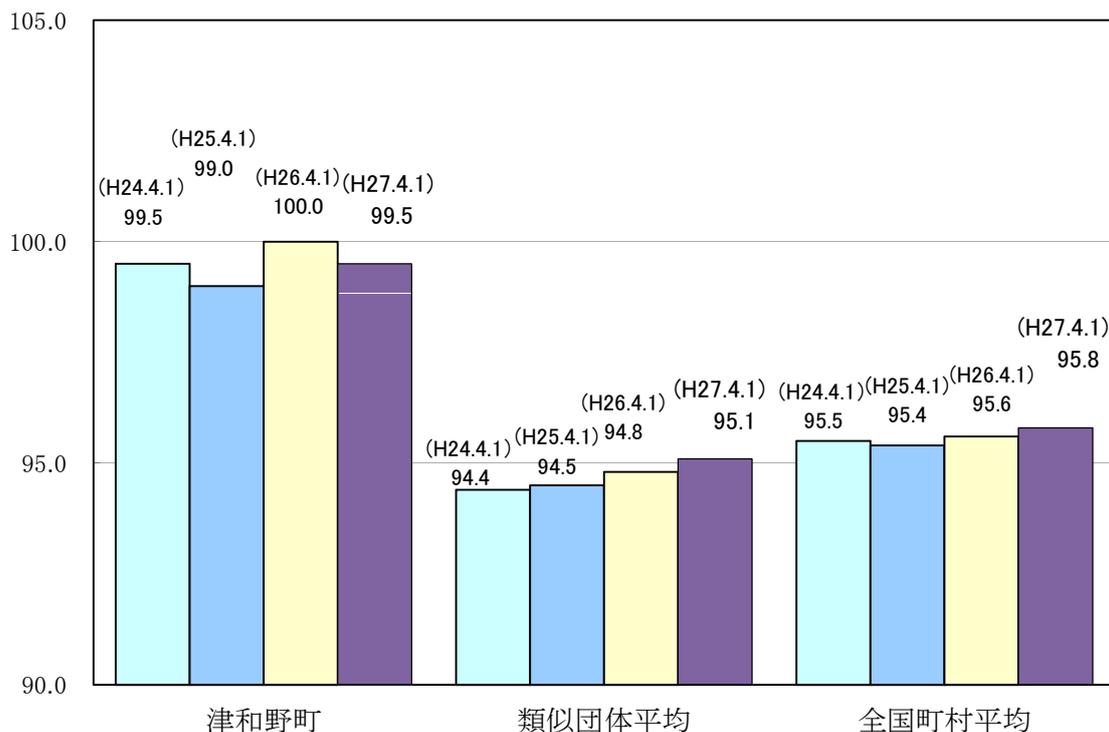
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
26	8,012	10,054,303	72,493	1,228,901	12.3	13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
年度	人	千円	千円	千円	千円			
26	128	475,371	87,483	177,295	740,149	5,782	5,562	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合については、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し 未実施（今後他団体等の動向を踏まえ対応を検討）

②地域手当の見直し 支給していない

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津和野町	41.1 歳	316,537 円	413,444 円	335,866 円
島根県	44.2 歳	335,285 円	410,003 円	361,376 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津和野町	46.8 歳	350,313 円	404,600 円	365,175 円
島根県	59.1 歳	380,502 円	421,216 円	387,814 円
国	50.2 歳	289,141 円	— 円	328,318 円
類似団体	49.8 歳	273,169 円	267,250 円	283,748 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		津和野町	島根県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	173,903 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	141,858 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	148,746 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

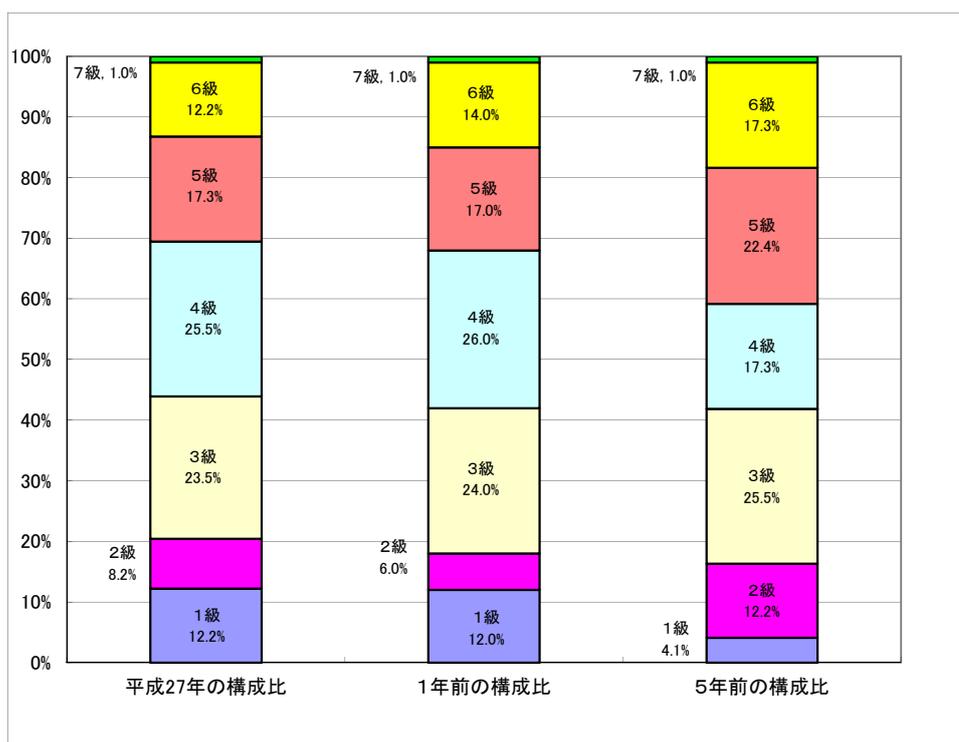
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,433 円	358,550 円	384,300 円	—
	高 校 卒	—	—	366,100 円	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事の職	1 人	1.0 %	367,500 円	456,200 円
6 級	課長の職、高度な知識若しくは経験を有する課長補佐、主査の職又はこれらに相当する職務	12 人	12.2 %	322,100 円	422,600 円
5 級	課長補佐、主査の職又はこれらに相当する職務	17 人	17.3 %	290,700 円	400,600 円
4 級	係長、主幹の職	25 人	25.5 %	263,500 円	388,300 円
3 級	主任主事、主任技師の職又はこれに相当する職務	23 人	23.5 %	224,600 円	354,700 円
2 級	副主任主事、副主任技師の職又はこれに相当する職務	8 人	8.2 %	187,700 円	308,000 円
1 級	主事、技師の職又はこれに相当する職務	12 人	12.2 %	137,600 円	244,900 円

- (注) 1 津和野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

懲戒処分や勤務日数の条件に該当しないものを良好（標準）とし、懲戒処分を受けた場合や勤務日数の要件を満たさない場合は良好でないものの該当区分により、昇給区分の決定を行っている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津和野町		島根県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,382 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,471 千円		—	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.25)月分 (0.75)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考]

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価未実施であるため支給区分に差を設けなかった

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

津和野町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 1~21%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%)		
1人当たり平均支給額 18,283 千円					

(注) 1 退職手当は、島根県市町村総合事務組合の退職手当に関する条例により支給される。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

制度はありません。

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		16 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		5,333 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		2.3 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)
各種徴収外勤従事手当	税徴収担当職員	税等の外勤徴収業務	16 千円
感染症防疫従事手当	衛生担当職員	感染症防疫業務	0 千円
			左記職員に対する 支給単価
			日額200円
			日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	43,450 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	385 千円
支給実績(平成25年度決算)	61,598 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	587 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円 ・配偶者以外:6,500円 ・配偶者のない場合の1人目:11,000円 (満16歳から満22歳までの子について5,000円加算)	同じ	—	13,994 千円	225,710 円
住居手当	・月額12,000円を越える家賃を払っている者 限度額:27,000円	同じ	—	6,823 千円	213,219 円
通勤手当	・交通機関等利用 限度額:55,000円 ・片道2km以上自動車利用 限度額:30,000円	異なる	自家用車等の通勤距離区分及び加算方法	16,030 千円	174,239 円
管理職手当	・参事 35,400円 ・課長他 33,200円 ・主査 19,800円	異なる	国は役職に応じた支給	5,647 千円	376,467 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)参事・課長他5,000円・主査3,000円(実務時間が6時間を超える場合)参事・課長他7,500円・主査4,500円	同じ	—	15 千円	15,000 円
宿日直手当	・1回につき4,200円	同じ	—	1,508 千円	15,080 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		給料		月額等	
給料	町長	657,000 円	(730,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円	
	副町長	553,500 円	(615,000 円)	710,000 円 / 360,000 円	
	教育長	504,000 円	(560,000 円)		
報酬	議長	280,000 円		365,000 円 / 205,000 円	
	副議長	236,000 円		320,000 円 / 175,000 円	
	議員	197,000 円		300,000 円 / 155,000 円	
	委員長	207,000 円			
期末手当	町長 副町長 教育長	(26年度支給割合)		3.10 月分(役職加算15%)	
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合)		3.35 月分(役職加算10%)	
退職手当	町長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	730,000円×在職年数×4.5		13,140,000	在任期間ごと
	教育長	615,000円×在職年数×2.7		6,642,000	在任期間ごと
	備考	560,000円×在職年数×2.07		4,636,800	在任期間ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 退職手当は、島根県市町村総合事務組合の退職手当に関する条例により支給される。

6 職員数の状況

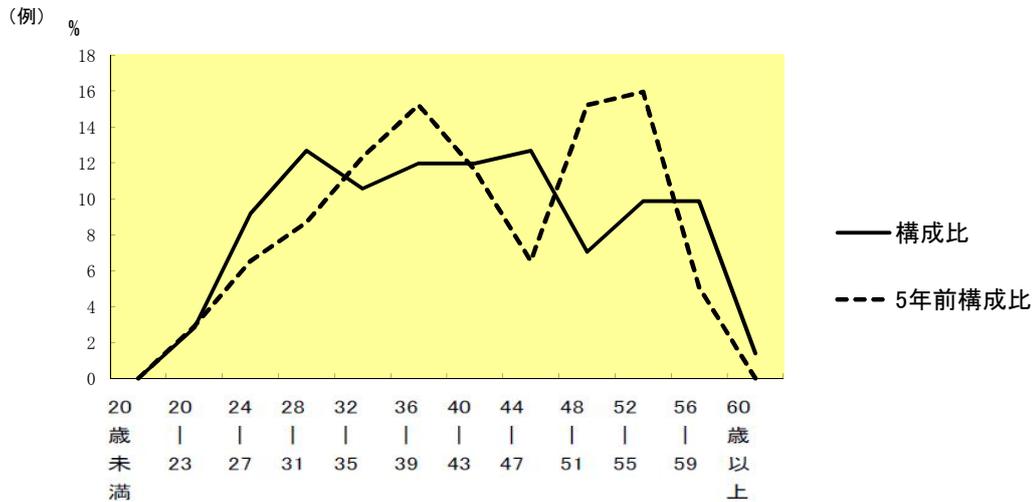
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成26年		
普通会計部門	議会	1	1		
	総務	30	31	1	業務増
	税務	8	8		
	民生	29	29		
	衛生	10	9	△ 1	事務の統廃合縮小
一般行政部門	農林水産	9	8	△ 1	事務の統廃合縮小
	商工	5	6	1	業務増
	土木	17	16	△ 1	事務の統廃合縮小
	計	109	108	△ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.6 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数10.2人)
教育部門		19	18	△ 1	事務の統廃合縮小
小 計		128	126	△ 2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.8 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数12.5人)
公営企業等 会計部門	病院	3	3		
	水道	5	5		
	下水	1	1		
	その他	7	7		
小 計		16	16		
合 計		144	142	△ 2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.8 人
		[157]	[157]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	13人	18人	15人	17人	17人	18人	10人	14人	14人	2人	142人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年 度 部 門 別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	103	103	103	102	109	108	5 (4.9%)
教 育	19	19	19	19	19	18	▲ 1 (▲5.3%)
普通会計	122	122	122	121	128	126	4 (3.3%)
公営企業等会計	16	16	16	16	16	16	0 (0.0%)
総 合 計	138	138	138	137	144	142	4 (2.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。